

通所介護事業所等を開設予定のみなさまへ

介護保険法に基づく（介護予防）通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、予防通所介護相当サービス事業所（以下「通所介護事業所等」という。）は、建築基準法や消防法、老人福祉法などによる建物の構造や設備などの制約がある場合があります。このため、開設にあたっては介護保険法以外の基準に抵触していないことが前提になり、申請前に各所管課に確認することが必要です。なお、各所管課に確認する際は、必ず建物の設置場所や建物の構造、図面（平面図、配置図）等を持参し、ご来庁の場合は必ず電話で予約をしてください。

○ 各所管課への事前確認が必要な主な事項

1. 事業所開設予定地の用途地域等の確認

※ 予定地の用途地域等によっては事業所が開設できないことがあります。

- 予定地の用途地域等の確認

【問合せ先】都市計画部 都市計画課 042-620-7302

- 該当の用途地域に事務所が開設できるかの確認

【問合せ先】まちなみ整備部 建築審査課 042-620-7266

2. 事業所の建物の用途確認

※ 既存建物を改修して事業所を開設する場合、建物用途の変更が必要となることがあります。

※ 建築基準法では、建物の用途により防火、避難関係の規定が異なり、建物用途の変更に伴って、追加の設備等が必要になることがあります。

※ 建築審査課から是正の指示があった内容については、必ず是正するとともに、手続きが必要な場合は、申請期日までに完了させてください。（手続きには時間を要する場合がありますので、ご注意ください。）

【問合せ先】まちなみ整備部 建築審査課 042-620-7266

3. 消防法上の設備や手続き（防火対象物使用開始届等）等の確認

通所介護事業所等は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」の設置が必要です。（市基準条例第 101 条）

この「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他法令等に規定された設備を示しており、これらの設備を確実に設置しなければなりません。（市基準条例施行要領 2 の（3））

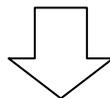
なお、消防法においては、火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建物の用途、面積により消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務づけられております。詳細については八王子消防署にお問い合わせください。

※ 消防法上の手続き（防火対象物使用開始届等）を確認し、手続きが必要な場合は、原則として申請時までには手続きを完了させる必要があります。

【問合せ先】八王子消防署 予防課 予防係 042-625-0119

○ 通所介護事業所等として民家等を借上げる場合の注意点

その物件が、通所介護の事業を行うに当たり建築基準法、消防法、都市計画法の要件を満たす物件であるのか。改修等が必要になった場合、工事等を行うのは可能かどうか。最近では、貸主や地域住民との間でトラブルとなるケースも散見されますので、**事前に貸主、不動産業者に必ずご確認ください。**



- 上記の主な確認事項を完了した上で、別紙「建築物等に係る関係法令確認書」をご記入ください。
- 各所管課の手続等が完了していない場合は、申請書を受け付けられません。
- 受付後、審査において必要な手続きが行なわれていないことが確認された場合や実施できない建物であると確認された場合は、指定できません。
- 介護保険で定められている設備基準要件の食堂や機能訓練室等の留意事項については、「設備に関する留意事項」を確認の上申請を行ってください。

建築物等に係る関係法令確認書

事業所名	
サービス種別	

用途地域確認(予定地の用途地域で事業ができるか)

担当部署	都市計画課(本庁6階)
担当者名	(TEL 042-620-7302)
確認内容	<ul style="list-style-type: none">・必要手続きの要否 要 ・ 不要・他所管庁の指導事項及び対応状況

建物用途確認(予定地の建物用途で事業ができるか)

担当部署	建築審査課(本庁5階)
担当者名	(TEL 042-620-7266)
確認内容	<ul style="list-style-type: none">・必要手続きの要否(用途変更等) 要 ・ 不要・他所管庁の指導事項及び対応状況

消防法

管轄消防署	
確認内容	<ul style="list-style-type: none">・防火対象物使用開始届又は防火対象物工事計画届<input type="checkbox"/> 届出済 (年 月 日)<input type="checkbox"/> 届出予定(年 月 日)届出予定の場合、管轄消防署に対する事前相談を実施した日(年 月 日)・他所管庁の指導事項及び対応状況

※ 詳細は、[運営の手引き\(8. 各所管課等への事前確認が必要な主な事項\)](#) をご覧ください。

設備に関する留意事項

全体	サービス提供にあたり必須の設備
	<input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 静養室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 事務室 <input type="checkbox"/> 消防設備 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 手洗い
	<input type="checkbox"/> 厨房（食事を調理して提供する場合） <input type="checkbox"/> 浴室（入浴サービスを提供する場合）
食堂・機能訓練室	それぞれ必要な広さを有し、内法により測定し1人あたり3㎡×利用定員以上の面積を確保してください。また、それぞれにおいて支障がなければ同一の場所とすることができます。
	狭隘な部屋・スペースを合わせて面積を確保することはできません。
	面積に参入できない部分
	<ul style="list-style-type: none"> ・他設備（静養室や事務室、玄関部分、通路・廊下部分、厨房、事務スペース等） ・他事業（当該単位と別単位の場合も含む）の職員等が食堂及び機能訓練室内を通る構造の場合の当該通路部分 ・利用者が機能訓練等に使用できない部分（冷蔵庫や棚等サービス提供のために利用者が直接使用しない什器等がある場合は、当該スペースは面積から除く） ・当該建物における通路・廊下部分については、原則として食堂兼機能訓練室の面積に算入できません。利用者が機能訓練の一環として歩行訓練等に使用する場合も同様。
	利用定員分の机や椅子等を配置すること（机は、サービス提供内容により無くても可）
静養室	静養室は、個室又はカーテン等で仕切られた形状であり、静養できる設備であること
	休養が必要になった利用者が適時休めるよう、同一フロアにあるなど利用しやすい場所に設置すること
	申請時には、ベッドだけでなく利用者が静養できる設備として布団等の設置も必要です。
相談室	利用者及びその家族のプライバシー確保のため、個室又はパーテーション等で仕切られて外部からの視線を遮断できる形状・しつらえであること
	申請時には、相談を受け付けるための設備（机・いす等）の設置が必要です。
事務室	<p>当該事業を運営するための事務室が必要。なお、食堂機能訓練室内に事務のためのスペースを別途確保する場合には、当該スペースは食堂機能訓練室の面積からは除外すること</p> <p>他事業（介護保険外事業含む）と事務室が同一の場合、通所介護事業専用の事務机1以上確保されていること</p>
消防設備その他の災害に際して必要な設備	消火設備その他非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。

その他付帯設備	
トイレ・手洗い	要介護者が安全かつ衛生的に使用できるものであること
浴室	(入浴介助を行う場合) 十分な脱衣スペースを設けるなど、要介護者が安全かつ適切に入浴し、介助できる設備であること
キッチン	昼食の提供等で厨房を使用する場合、厨房を設置すること
	厨房は衛生的に使用できるものであること
	厨房・キッチンとして従業者が使用するスペースは、食堂機能訓練室の面積には算入できないこと。なお、利用者が機能訓練等の一環として当該キッチンを使用する場合であっても同様。
駐車スペース ・ 送迎スペース	送迎車を保有する場合には、適切な駐車スペースを確保すること（事業所所在地外でも可）
	送迎スペースについては、道路交通法を遵守し、交通・往来の妨げにならないものであること。また、利用者が安全に乗降できるスペースであること
個人情報保管のための設備	個人情報等を適切に保管するための設備として、施錠できる書庫を設置すること

自宅併設の場合	申請する事業所が個人の住居と併設となる場合、通所介護事業所等と混在することなく、専有の区画が必要です。
	個人の住居と事業所の動線が交わらない形状であること。出入り口は同一にできません。（双方で使用するスペースを通過することがない）

注意 (再掲)	申請予定の建築物について、建築関係法令、消防関連法令等他法令において、指定通所介護事業を行うことのできる建物・地域かどうか、事前に確認が必要です。
	他法令により、デイサービス事業を行うことができないと判断される場合については、通所介護事業所等として指定できません。
	確認は、当該事業所の所在する所管の建築・消防所管にて行い、その結果については別紙「建築物等に係る関係法令確認書」に記載し提出してください。

面積の考え方について

- 面積要件のある通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所等の機能訓練室等の面積の考え方については下記を参照ください。

① 面積は利用者が有効に使用できる面積（内法）で測るため、壁心から測ることは認められません。

※ 柱やパーテーション等の部分も除算して計算してください。

② 棚、靴箱、荷物ロッカー（利用者用を含む）、洗面台、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、記録等のためのスペース等、食堂及び機能訓練のために利用者が直接使用しない設備が設置されている部分は面積に含まれません。

※ サービス提供時に利用者が直接使用するテーブルや椅子、ソファ、機能訓練に使用する器具等については面積からの除外は不要です。

③ 該当設備と他設備（静養室や事務室、玄関部分、通路・廊下部分、厨房、事務スペース等）を合算することはできません。

※ 通所介護事業所等での静養室については、個室又はカーテン等で仕切られた形状であり、介護を行うスペースも確保した上で面積を計算してください。

※ 厨房・キッチンとして従業者が使用するスペースは、食堂・機能訓練室の面積には含まれません。

④ 当該通所介護事業所の他の単位、または他の事業所、施設等が食堂及び機能訓練室内を通る構造の場合の当該通路部分は面積に含まれません。

※ 当該建物における通路・廊下部分については、原則として食堂及び機能訓練室の面積には含むことができません。

利用者が機能訓練の一環として歩行訓練等に使用する場合も同様です。